



一般財団法人 千葉県社会保険協会

# 月刊 社保ちば

## 目次

### ● 日本年金機構からのお知らせ ●

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の皆様へ  
厚生年金保険料等の納付猶の特例について …2
- 7月は「算定基礎届」の提出月です ……3
- 「賞与支払届」の提出はお済みですか? ……3

### ● 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ ●

- 事業者健診(定期健診)の結果を協会けんぽへご提供ください …4
- ジェネリック医薬品をご選択ください ……5
- 船橋・市川年金事務所内の出張窓口を閉鎖します …5
- 年金事務所出張窓口開設日のご案内 ……5

### ● 千葉県社会保険協会からのお知らせ ●

- 第14回事業所対抗ボウリング大会 延期のご案内 …6
- 蓮沼ウォーターガーデン割引券のご案内 ……7
- 会員事業主の皆様へお願い ……8

#### 補助券(割引券)ご利用に際してのお願い

現在、新型コロナウイルス感染拡大防止を目的に政府および自治体による様々な対策がとられており、臨時休業・休館等などの処置が各企業団体および施設でとられています。当協会配付の補助券(割引券)のご利用に際し、施設営業状態につきましては、各施設のホームページまたは電話等にて最新情報をご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➔ <https://shaho-chiba.jp>



スマホ対応してます

## ● 日本年金機構からのお知らせ ●

### 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の皆様へ 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあつては、申請により、厚生年金保険料等の納付を1年間猶予することができます。

この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません。

#### 対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象となります。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること(収入の減少が20%に満たない場合は、管轄の年金事務所にご相談ください。)
- ② 厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること

#### 対象となる厚生年金保険料等

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。
- 上記の期間のうち、既に納期限が過ぎている厚生年金保険料等(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用できます。

※ 令和2年2月1日から令和2年4月30日(特例施行日)までの間に納期限が到来している厚生年金保険料等(令和2年1月分から3月分)は、令和2年6月30日までの申請により遡って特例を利用できます。

#### 申請方法

- 「納付の猶予(特例)申請書」を管轄の年金事務所に提出してください。(郵送で申請いただけます。)
  - ・ 申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。
  - ・ 預金通帳や売上帳等をもとに申請書を作成してください。根拠となる書類を確認させていただく場合等がありますが、書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いしますので、まずは、申請書のみを提出いただいで差し支えありません。
  - ・ 国税、地方税、労働保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、その際の申請書と許可通知書の写しも合わせて提出いただくことにより、申請書の記載が一部省略できます。
- 指定期限までの申請が必要です。
  - ・ 「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日後です。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されます。

厚生年金保険料納付猶予相談窓口

☎ 0570-666-228(ナビダイヤル)

(受付時間)月~金(土日祝日は除く) 9:00~17:00

## 7月は「算定基礎届」の提出月です

被保険者が実際に受け取る報酬と、標準報酬月額が大きくかけ離れないように、毎年1回、7月1日現在の全被保険者の標準報酬月額を決め直します。これを定時決定といい、4月・5月・6月に支払った報酬を「被保険者報酬月額算定基礎届」(以下、「算定基礎届」)に記入し、提出していただきます。

この届出により、本年9月から翌年8月までの新たな「標準報酬月額」が決定されます。

「標準報酬月額」は、保険料や保険給付の額の計算の基礎となるものです。

なお、今年の提出期限は7月10日までとなっております。

### 届出用紙(紙)による提出

日本年金機構から送付しております、「算定基礎届(紙)」を使用します。(用紙がお手元に見当たらない場合、管轄の年金事務所へご連絡ください。)

### 電子申請・電子媒体(CD, DVD)による提出

「届書作成プログラム」を使用します。(日本年金機構ホームページの「電子申請・電子媒体申請」からダウンロードできます。)

## 「賞与支払届」の提出はお済ですか？

賞与を支給したときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」および「賞与支払届総括表」を提出していただくことになります。

また、賞与支払予定月に賞与の支払いが行われなかった場合も、「賞与支払届総括表」の「②支給の有無」欄の「1. 不支給」に○印をつけて提出をお願いします。

保険料や将来受け取る年金額にも反映しますので、適正な届出をお願いします。

### 資格取得月・資格喪失月の取り扱い

資格取得した月(資格取得日以降)に支給された賞与は届出が必要となり保険料の対象となります。

資格喪失した月に支給された賞与は保険料の対象にはなりません。資格喪失日の前日までに支給された賞与については届出が必要となります。

将来の年金額には保険料の対象となった賞与が反映します。

**「算定基礎届」「賞与支払届」ともに東京広域事務センターへ郵送してください**

詳しくは、

日本年金機構ホームページの **事業主の方** → **シーン別手続き案内** →

**従業員に関する手続き** →

**従業員の報酬月額の届出を行うときの手続き**

**従業員に賞与を支給したときの手続き**

をご覧ください。

# 協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

▼ 事業主様へ ▼  
ぜひ職場内で閲覧をお願いいたします。

事業主様へ

## 事業者健診（定期健診）の結果を 協会けんぽへご提供ください

協会けんぽでは、糖尿病をはじめとする生活習慣病の発症・重症化を予防するため、ご提供いただいた事業者健診（定期健診）結果に基づき生活習慣の改善が必要な方に、**無料の「健康づくりのサポート（特定保健指導）」**を行っております。

健康経営<sup>\*</sup>を推進し、加入者の方々に健康な生活を送っていただくためには、事業主様のご理解とご協力のもと、事業者健診の結果をご提供いただくことが不可欠です。ぜひご協力ください。

※「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

### 提供の方法

次の①②のいずれかの方法で提供してください。

- ① 事業主様が協会けんぽに「同意書」を提出し、  
協会けんぽが健診機関から健診結果の提供を受ける。

同意書は、協会けんぽ千葉支部のホームページから印刷いただけます。 >>>



- ② 事業主様が協会けんぽに「健診結果の写し」等を提供する。

提供についてのお問い合わせは、**健診専用ダイヤル**（本紙下部）までご連絡ください。

### ちなみに

事業者健診（定期健診）結果の提供は、インセンティブ制度の評価に関わります。ご提供いただくことで、協会けんぽ千葉支部の**健康保険料率を下げる力**につながります。

### 個人情報について



健診結果は個人情報ですが、「高齢者の医療の確保に関する法律」により、事業主様は保険者（協会けんぽ等）の求めに基づき、健診結果等を提供することが義務付けられています。したがって、「個人情報の保護に関する法律」に抵触することもなく、提供にあたっては健診を受けた従業員様の同意も必要ありません。

（高齢者の医療の確保に関する法律第27条、個人情報の保護に関する法律第23条）

**令和元年度の健診結果もお待ちしております！**

こちらの記事についてのお問い合わせ先

**健診専用ダイヤル**

受付時間9:00～17:00（平日）

**043-308-0525**

時間帯によっては電話が繋がりにくい場合がございます。

ご加入者様へ

お薬を受け取る際は・・・

**ジェネリック医薬品** をご選択ください

協会けんぽでは、加入者の皆さまのお薬代の負担軽減や健康保険財政の改善につながり、今後の医療費や保険料の上昇を抑えることを目的として、**ジェネリック医薬品**の使用を促進しています。

**ジェネリック医薬品とは**

効き目や安全性が実証されている新薬（先発医薬品）と主成分が同一であることなどが審査され、国から製造・販売が承認された安価なお薬です。後発医薬品ともいいます。

詳細はこちら  
>>>



または  
企画総務グループまで  
**043-308-0522**

参考：ジェネリック医薬品使用割合の推移（数量ベース）



ご加入者様へ

**船橋・市川年金事務所内の協会けんぽ出張窓口を閉鎖いたします**

船橋・市川年金事務所内の協会けんぽ出張窓口は、令和2年9月末日をもちまして閉鎖いたします。郵送での申請書の提出にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

※閉鎖するのは協会けんぽの出張窓口です。船橋・市川年金事務所の閉鎖ではございません。

**出張窓口の最終開設日**

市川年金事務所 **令和2年9月29日（火）**

船橋年金事務所 **令和2年9月30日（水）**



<申請書は、すべて郵送でご提出いただけます>

<申請書は、協会けんぽのホームページから印刷できます>

年金事務所	協会けんぽ出張窓口開設日	開設時間
市川年金事務所	月初日・火曜日・木曜日 ※火・木曜日が祝日の場合は、翌日開設	8：30～17：15  <不在時間> 12：00～13：00
船橋年金事務所	月初日・月曜日・水曜日・金曜日	
松戸年金事務所	月曜日～金曜日 ※祝日を除く	

～事務ご担当者様へお願い～  
退職者の健康保険証回収の徹底にご協力をお願いします。

申請書は、すべて**郵送**でご提出いただけます。



**メルマガ登録**  
はこちら→



## 千葉県社会保険協会 からのお知らせ



## 第14回事業所対抗ボウリング大会延期のご案内

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、皆様の健康と安全のため開催を延期いたしました。

※延期開催日と申込締切日以外の記載内容については、社会保険ちば春号、月間社保ちば4月号と同じです。

- 主催 : 一般財団法人千葉県社会保険協会
- 日時 : 令和2年 10月17日(土) 午前10時より (集合時間 午前9時30分)
- 場所 : ベガアサヒボウリングセンター 千葉市中央区新宿2-1-5 電話 043-242-2331
- 競技種目 : 事業所対抗の団体戦(個人戦も兼ねる) ※1チーム3名による団体戦
- 参加資格 : 当協会会員事業所に勤務する被保険者。ただしプロライセンスを有する方は除きます。
- 競技方法 : ヨーロピアン方式により、1人3ゲームのトータルピンにより順位を決定します。(個人戦も兼ねる)
- ハンディキャップ(1ゲーム) : ※マイボール持参者は、ハンディキャップはありません。

	男子	女子	マイボール持参者 (男女とも)
50歳未満	0	15ピン	0
50歳以上60歳未満	5ピン	20ピン	0
60歳以上	10ピン	25ピン	0
70歳以上	15ピン	30ピン	0

- 表彰 : 団体戦は上位5チーム 個人戦は上位10位まで表彰します。
- 定員 : 30チーム(ただし、1事業所1チームとします)  
申し込みは、先着順とし、定員になり次第締切となります。
- 参加料 : 1チーム(3名分)3,000円とし、大会当日に集金いたします。
- 申込方法 : 下記の申込書にご記入のうえ、FAXまたは郵送にてお申し込みください。
- 申込締切 : 令和2年9月14日(月) 必着
- 申込先 : (一財)千葉県社会保険協会 〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13  
TEL 043-233-3971 FAX 043-233-3973



## 第14回事業所対抗ボウリング大会 参加申込書

※1チーム3名の氏名は、**投球順**にご記入ください。

健康保険被保険者証の 記号・番号	ふりがな 氏名	性別	生年月日	年齢 (開催当日の年齢)	マイボール
		男・女	年 月 日	歳 (HD ピン)	有・無
		男・女	年 月 日	歳 (HD ピン)	有・無
		男・女	年 月 日	歳 (HD ピン)	有・無

令和2年 月 日 事業所名

事業所所在地

電話番号

申込責任者

※この申込書に、ご記入いただいた個人情報は、本事業の運営およびそれに関するご連絡・ご案内以外には使用いたしません。

# 「蓮沼ウォーターガーデン」割引券を配付します

## 営業期間

令和2年7月18日(土)～9月22日(火・祝)

※7/20(月)～22(水)、9月平日は休園

※7/27(月)～31(金)、8/24(月)～28(金)・31(月)は  
休園となる場合があります。

## 営業時間

午前9時～午後5時（最終入園は午後4時まで）

※悪天候時は休園となる場合もあります。

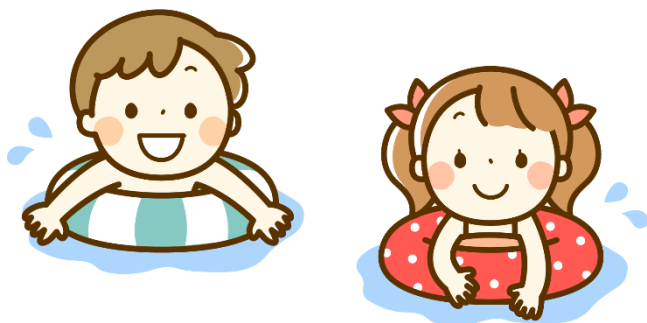
お出かけ前にHP等で最新情報をご確認くださいませよう、お願い申し上げます。

蓮沼ウォーターガーデン ☎0475-86-3171 HP→ <http://watergarden.hasunuma.co.jp/>



新型コロナウイルス感染症の影響により営業について検討された結果、営業期間が「社会保険ちば2020年春号」等でお知らせしていた日程から上記日程へ変更されました。

また、新型コロナウイルス感染予防と拡大防止策を実施しての営業となります。お出かけ前には必ずHP等で施設の最新情報をご確認くださいませよう、よろしくようお願い申し上げます。



## ～蓮沼ウォーターガーデン入園割引券～

種別	一般料金	利用者負担
大人(18歳以上)	1,730円	1,200円
高校生	1,010円	700円
小・中学生	400円	160円
幼児(4歳～未就学児)	200円	80円

※現地窓口にて年齢確認が可能な身分証明書をご提示いただく場合がございます。ご了承ください。

## 申込方法

下記申込書に必要事項を記入し返信用封筒(送付先明記および94円切手貼付)を必ずご同封のうえ下記申込先まで郵送にてお申込みください。

※注1：原則1事業所各券15枚までとさせていただきます。

※注2：割引券がなくなり次第、配付終了とさせていただきます。ご了承ください。

## 申込資格

当協会会員事業所の被保険者の方とそのご家族

## 申込先

〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 (一財)千葉県社会保険協会 割引券係

※コピーしてお申込みください

## 蓮沼ウォーターガーデン割引券申込書

種別 ※枚数にご注意ください	大人	枚
	高校生	枚
	小・中学生	枚
	幼児	枚

事業所記号

事業所番号

事業所名

所在地 〒

T E L

## 会員事業主の皆様へお願い

## 事業所名称、所在地等を変更されたときは

下記様式により **FAX(043-233-3973)**にてご連絡くださいますようお願いいたします。  
また、当協会ホームページの「各種申請」→「会員情報変更」からのご連絡も可能です。



## 会員情報変更届

※協会記入欄（ご記入の必要はありません）

変更年月日 年 月 日

事業所名

所在地

※下記欄については、変更事項のあった個所のみご記入ください。

変更事項		変更前	変更後
事業所	記号		
	番号		
フリガナ			
事業所名			
所在地		〒	〒
電話番号			

※ご不明な点は（一財）千葉県社会保険協会（Tel 043-233-3971）へお問い合わせください。  
ご記入いただいた情報は、事務処理のみに使用し他用はいたしません。

## 協会費納入ありがとうございます

令和2年度社会保険協会費の納入にご協力いただきありがとうございました。

なお、納入がお済みでない会員事業主様におかれましては、会費の納入にご協力いただきますようお願い申し上げます。

払込書が見当たらない場合は再交付いたしますので、当協会までご連絡ください。

一般財団法人 千葉県社会保険協会（電話：043-233-3971）

